

公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

2021年4月1日 制定

東京成徳大学 学長

東京成徳短期大学 学長

(目的)

第1条 この方針は東京成徳大学及び東京成徳短期大学（以下「本学」という。）が定める「東京成徳大学における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の対応等に関する規程」第31条第2項、及び「東京成徳短期大学における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の対応等に関する規程」第31条第2項に基づき、公的研究費の不正行為に関与した業者に対する処分方針を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本処分方針の適用対象は、本学の公的研究費に係る取引に関係するすべての取引業者とする。

(処分の対象となる行為)

第3条 処分の対象となる行為は、以下のとおりとする。

- (1) 取引に係る書類の作成に際し、虚偽の記載を行うなど、不正の行為があったとき
- (2) 取引の履行に際し、虚偽の請求を行うなど、不正の行為があったとき
- (3) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき
- (4) その他、本学に不利益を及ぼす行為があったとき

(処分の方法)

第4条 不正な取引に関与した業者に対する処分は、取引停止をもって行う。

- 2 取引停止は、不正への関与の程度、金額等に応じ、その都度学長が決定する。
- 3 取引停止の期間は、不正を認定した日より1ヵ月以上24ヵ月以内とする。また、極めて悪質な事由、又は極めて重大な結果を生じさせた事案の場合の取引停止期間については24ヵ月以上とすることができる。

(誓約書の徴取)

第5条 物品購入、賃貸借、請負等に関して、予定価格が1件当たり30万円以上となる場合、又は年間の取引金額の総額が200万円を超える取引業者に対して、不正を行わない旨等を記した誓約書の提出を求めることとする。

2 ただし、次の各号の者は、誓約書の徴取の対象から除くものとする。

- (1) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 国際組織、外国企業等
- (4) 電気、ガス、水道、電話、郵便及び宅配事業者
- (5) 会計監査法人、弁護士、税理士及び特許事務所
- (6) その他、誓約書の徴取の対象になじまない者

3 徴取回数は1回とし、本学において不正対策に関する方針やルール等を見直した場合には、あらためて徴取することとする。

以上